

平成26年度 第1回 宇部市地域自立支援協議会 会議録

日時:平成26年5月20日(火) 19:00~21:00

場所:シルバーふれあいセンター 3階 第3講座室

出席者:別紙委員名簿の19委員

市 健康福祉部 青木部長、中野次長

障害福祉課 松谷課長、谷課長補佐、清水係長

西條係長、藤原主査、三田主任

特別支援教育推進室 古富室長

1 宇部市地域自立支援協議会委員委嘱状交付

2 宇部市地域自立支援協議会について

事務局から、設置の目的及び協議内容について説明

3 宇部市地域自立支援協議会 会長及び副会長の選出について

委員から、事務局一任との意見により、「会長 土屋委員、副会長 水田委員」を事務局から提案し、全会一致により承認される。

4 議事

(1) 心身障害者福祉手当の廃止に伴う安心施策の実施について

(事務局)別添(資料1)に沿って説明

・心身障害者福祉手当(以下「市手当」という。)の受給対象者に、市手当の廃止及び安心施策の実施に関する通知を、8月及び来年1月に行う予定

■質疑応答等

●市手当について詳細を聞きたい

(事務局)対象者は、20歳以上であれば、身体障害者手帳の1・2級及び療育手帳Aが対象であり、20歳未満であれば、身体障害者手帳の1~3級及び療育手帳AとBの一部が対象となるが、いずれにしても、精神障害は対象外である。金額については、20歳以上であれば月額2,000円、20歳未満であれば月額2,600円となっている。

平成26年度では、20歳以上の方で1,007名分、約2,400万円の予算、また、20歳未満の方で188名分、約600万円の予算、合わせて約3,000万円の予算を計上している。

なお、国の手当を受けている人や、20歳以上の方で施設入所者または課税世帯に属する人は市手当の対象外となっている。

●市手当に代わる安心施策について、「ショートステイ(短期入所)」という言葉が入っていない。以前、障害者の安心施策立案検討会(以下「検討会」という。)で協議した内容と比較して、はっきりとした表現になっていないように思うがいかがか。

(事務局)まず、施策の方向性について、4つの施策ということで挙げている。検討会の中では、短期入所や緊急のヘルパー事業というものを例として挙げさせていただいた。今後、実務者会議等で、再度官民協働で検討していきたいと考えている。

●安心施策の具体的な内容に関しては、これから実務者会議できちんと決めていくということで理解してよろしいか。

(事務局) そのように考えている。

●市手当廃止の経過説明を1月から障害関係団体にしていただいて、色々な意見が各団体から出てきたと思うが、その後どうなったかの説明はこれからとしても、8月と来年1月に当事者に説明をするだけでは不十分な気がする。実務者会議で安心施策を具体化するにしても、きちんと当事者の意見を聞きながら、説明もしていかないといけないと思う。

これから当事者自身の生活がかかっている方もたくさんいらっしゃると思うので、そういう意味でも、「こういった形の代替施策があります」、という説明を丁寧にしていただきたいと思う。

< 結論 >

今後、実務者会議で安心施策の具体的な内容を官民協働で検討する。

(2) 「第4期宇部市障害福祉サービス計画（障害福祉計画）」の策定及び 「第三次宇部市障害者福祉計画」の改定について

(事務局) 別添(資料2-1、2)に沿って説明

■ 質疑応答等

●2年後に障害者差別解消法(以下「法」という。)が施行される。色々な差別の中のひとつに、車イスでの移動の問題、公共交通の問題がある。山口県内なら車で移動するが、山口県外は新幹線等での移動となる。山口県外の都会は、ほとんどの駅にエレベーターがあり、車イスでの水平移動ができる。山口県から出たときに、移動しやすい社会になったと思う。

ところが、山口県に帰ってくると、新山口駅からの移動で困る。新幹線以外の在来線で移動することができない。駅にエレベーターがない。最近、下関駅、長府駅、徳山駅、新山口駅にはエレベーターが設置された。宇部線の小さい無人駅でのエレベーター設置は無理な話だが、宇部駅にもエレベーターがない。私だけでなく、会員の障害者が宇部駅と何回か話し合いを重ねて、宇部駅にもエレベーターの設置、エレベーターの設置が無理なら、簡易的な階段昇降機を設置していただくよう交渉している。山口県よりもっと人口の少ない鳥取県や島根県のほうが在来線のエレベーターの設置率が高い。山口県では、主要な在来線の駅のエレベーター設置が近年までなかった。

行きたいところに行けないというのは、差別のひとつの典型だと捉えている。そのことを皆さん御理解いただいて、宇部駅でのエレベーターまたは階段昇降機(エスカル)の設置、車イスの方が水平移動で在来線で移動できるように早く実現してほしい。そうなれば、宇部市内の障害者もどんどん社会参加できるようになるはずである。そういうことも、皆さんにも考えていただいて、市の方も宇部駅に働きかけていただきたい、と思っている。

●都会では、バリアフリー化が進んでいる。官民一体となって、早く宇部駅にエレベーター等設置していただきたい。宇部駅の方に尋ねてみたが、「これは、宇部市とJRとの問題」と言われた。1日でも早くそういった問題を解決して、障害のある方、車イスの方が楽に電車に乗れるようにしていただきたい。今は、JRの方が車イスの方を抱えて移動させていると聞いた。

また、電車とホームの間に段差があり、視覚障害の方は困ると思う。官民でよく協議をされて、一刻も早く障害のある方が楽に移動できるようにお願いしたい。

●移動の制約の話が出た。視覚障害者も、目が見えない、見えにくいといった形での色々な社会的制約を受ける。ひとつはこころのバリア、もうひとつは物理的なものがある。合理的な配慮の範囲に入らなくても、実は配慮がされていない、ということがたくさんある。

視覚障害者で言えば、例えば音響信号機があれば移動しやすいとか、私の場合は盲導犬と一緒に歩いているが、盲導犬は色が分からない。自動車で言えば、音の出ない自動車がたくさん出てきている。行政の方も、メーカーに対して「音が出るように」ということで行政指導をしたりとか、そういう運動をしている。ただ、古い自動車はもちろん音が出ない。私自身も盲導犬と歩いていてぶつかりそうになったが、盲導犬が踏ん張って私を前へ出さなかったから、命というかケガをしなくて済んだということもあった。だから色々な面でそういう社会的な制約が出てきている。

法が昨年成立したが、これに関しても私たちは情報のバリアとか様々な形で影響がある。だから、法のガイドラインを作って合理的な配慮を考えていく必要があるのではないかと。

「障害者の権利に関する条約」が今年1月ようやく日本でも批准した。社会の中で合理的配慮を含めて、手話は言語であるとか、様々な形で障害者をとりまく環境が大きく変わっている。

交通で言えば、駅で先日視覚障害者の方がホームから転落して亡くなられた。当初の運転手の話では、スマホでも操作していたのではないかと当初なっていた。実はそうではなく、目が見えないからであり、保護柵があれば落ちなくて済んだ。酔っぱらいも落ちないで済む。視覚障害者も落ちなくて済む。毎年沢山の人が落ちてケガをする、もしくは亡くなっている。そういう実態がある中で、できるところでの合理的配慮をしていこうという動きがあると思う。

法の実施は2年後かもしれないが、そういったことを前向きに捉えていって、この会議でも、この計画の検討を皆さんと一緒に進めていきたいと考えている。

●「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正になり、退院に向けて、特に医療保護入院の方については、入院当初から相談員が退院に向けての環境整備を進めていく。入院された当初から、地域に移行するためのサポートをしていただける方を早目に紹介をして、1日も早い退院を目指していくように法律上明記された。

地域での受け皿と言うか、支援の体制を一層充実していきたいと考えている。精神科病院のベット数がほぼ満床ということで、急に具合が悪くなられた方の受け入れが難しいことにも繋がっている。退院の促進をすることによって、受け入れの部分である入院がスムーズになるように、医療のアクセスが簡単になるというか、ハードルが低くなるような仕組みが必要だと思う。退院を促進すれば、何があったときの受け皿として精神科医療の役割がより一層果たせると思う。

●精神科病院に入院されている方は、それこそ30年、40年精神科病院の中で過ごされていて、退院されて駅に向かっても券売機の使い方が分からない、バスの乗車の方法も分からない、降り方も分からない、そういった方々も多くいらっしゃる。そういう方達にかかわっていく中で、機器の利用方法もそうだし、人ごみでの過ごし方、移動に関する不安とか、徐々に相談や福祉サービスの利用で解消できればと思っているし、また相談支援としても地域移行、精神科病院からの出口の部分でより一層協力して頑張っていきたいと考えている。

(事務局)「精神科病院から地域生活への移行」に関して、成果目標に関する事項は県になるが、精神障害者の社会的入院の解消ということで、目標数値的なものは挙げていないが、やはり精神科病院が宇部市には多くあるので、社会的入院の解消の部分については、第4期の障害福祉サービス計画に入れていきたいと考えている。

●障害者福祉計画と障害福祉サービス計画が同じような名前で分かりにくい。障害者福祉計画において、宇部市においての障害をお持ちの方への計画の基本的な部分がかかれている。そして、それを具体的に進めるために、障害福祉サービス計画がある、という解釈でいいのか。障害者福祉計画を実施していくために、具体的な部分を障害福祉サービス計画で進めていくという解釈でいいのか、と思って聞いていた。

それと、その中でどういったサービス提供が、障害をお持ちの方の暮らしや生活に安心できるかというところを進めていくための計画を作っていくと思うが、その中で、いろいろな要望があるとは思いますが、その中でも優先順位がついてくると思う。まず、早くやらないといけないことは何なのか、という整理をしながら、全てできればベストなんだけれども、そういうわけにはいかない。さきほどのJRの宇部駅の話も必要だとは思いますが、なかなかJR西日本との協議も必要だと思うし、大変な部分もあるのかなと思う。地域自立支援協議会では、第4期の障害福祉サービス計画を策定するというところで、これから進んでいく。それに基づいて、障害者福祉計画の改定も必要な部分をしていくという解釈でいいのか。

(事務局) (資料2-1参照) 障害者福祉計画と障害福祉計画で、「者」があるかないかではあるが、根拠法令も違う。障害者福祉計画については、「障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定する」ということになる。理念計画と言うか、大きな計画の中で、その中の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」が障害福祉計画ということで、障害者福祉計画は大きな障害者の計画、その中で、サービス等については障害福祉計画で定める。

障害者福祉計画の「福祉・生活支援の充実」、「一般就労・福祉的就労支援の充実」については、障害福祉計画とも関連があり、その部分については、障害福祉計画で具体的なサービスの見込み量とか、方策とかそういったものを定めることになる。だから、障害者福祉計画の中のサービスの部分が障害福祉計画となるが、「者」があるかないかだけで区別が難しいので、前回の第3期から、「障害福祉計画」が「障害福祉サービス計画」ということで若干名前が変わっているが、両方の計画を一体化して別のものにしていきたいと考えている。

(3) 平成 25 年度実績報告

① 「第 3 期宇部市障害福祉サービス計画（障害福祉計画）」に係る実績報告

(事務局) 別添 (資料 3) に基づき説明

② 相談支援事業の実績報告

(事務局) 別添 (資料 4-1、2) に基づき説明

(4) 障がい等地域支援ブロック会議の報告

(事務局) 別添 (資料 5) に基づき説明

(5) 地域課題の経過報告について

(事務局) 別添 (資料 6) に基づき説明

■質疑応答等

●まだまだ介護保険と障害福祉との連携は進んでいないというところか。特に行政サイドで、高齢者総合支援課と障害福祉課との連携はどのような状況か。

(事務局) まだまだ連携ができていない部分があると感じているので、今後しっかりと連携を図っていきたい。

(6) その他

(事務局) 別添資料に基づき説明

- ・平成26年度「うべ障害者就労ネットサポーター」募集案内
- ・平成26年度「障害」をテーマとした講演・研修会用講師